指導調書(指定福祉用具貸与事業)

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
第１　基本方針	要介護状態となった場合でも，利用者が可能な限り居宅で能力に応じ自立した日常生活ができるよう，心身の状況，希望や置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助，取付け，調整等を行い，福祉用具を貸与することにより，利用者の日常生活上の便宜を図り，その機能訓練に資するとともに，利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。	適　・　否	・居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービスとなっているか。 ・また，指定福祉用具貸与の基本及び具体的取扱方針に基づき適切に行っているか。	○指定申請書(控) ○提供した個々の指定福祉用具貸与に係る記録等の文書(以下「実績記録」)など	法第73条第1項 平24条例第43号(以下「基準条例」)第248条	法：介護保険 基準条例：鹿児島市指定居宅サービス等の人員，設備及び運営の基準に関する条例(平24条例第43号)
第２　人員に関する基準 １　福祉用具専門相談員の員数	(1) 事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は，常勤換算方法で，２以上となっているか。	適　・　否	・勤務表により確認する。 常勤換算方法 (総従業者の１週間の勤務延時間数)÷ (事業所において定められている常勤の従業者が１週間に勤務すべき時間数) (32時間を下回る場合は32時間を基本))	○勤務表 ○出勤簿 ○修了証書 ○資格証など	法第74条第1項 基準条例 第249条第1項 法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項	解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企第25号）
	(2) 福祉用具専門相談員は，介護福祉士，義肢装具士，保健師，看護師，准看護師，理学療法士，作業療法士，社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者（福祉用具専門相談員）若しくは県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者となっているか。	適　・　否 職　種				
	（ただし，次の①～③の指定を併せて受ける場合で，指定福祉用具貸与事業と同一事業所で一体的に運営される場合は，次の区分に応じ，それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって，上記に規定する基準を満たすものとみなすことができる。） ①　指定介護予防福祉用具貸与事業者　指定介護予防サービス等条例第238条第１項 ②　指定特定介護予防福祉用具販売事業者　指定介護予防サービス等条例第255条第１項 ③　指定特定福祉用具販売事業者　第266条第１項	適　・　否	・同一の事業所において，指定福祉用具貸与，指定介護予防福祉用具貸与，指定特定福祉用具販売，指定介護予防特定福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても，これらの運営が一体的になされているのであれば，福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人で足りる。		基準条例 第249条第2項 平11老企25号(以下「解釈」) 第3の十一の1の(1)の③	
２　管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし，事業所の管理上支障がない場合は，当該事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することは差し支えない。	適　・　否 兼務の状況 有　・　無	・当該事務所又は他の事業所等の職務を兼務している場合，他の事業所が同一敷地内又は道路を隔てて隣接しているか,管理上支障がないか確認する。	○勤務表	基準条例 第250条	
第３　設備に関する基準	(1) 福祉用具の保管・消毒に必要な設備,器材,利用申込の受付,相談等の事業の運営を行うために必要な広さの区画,サービスの提供に必要なその他の設備,備品等を備えているか。 ただし，委託等で福祉用具の保管・消毒を他の事業者に行わせる場合は，保管・消毒に必要な設備,器材を有しなくても差し支えない。	適　・　否 委託の状況 有　・　無	・委託先との契約書で確認する。 ・福祉用具の消毒・保管方法を記載したものか。	○平面図 ○設備・備品台帳 ○保管・消毒委託契約書 ○保管・消毒方法を記載したもの	法第74条第2項 基準条例 第251条第1項 解釈　第3の十一の2の(1)	
	(2) (1)の設備及び器材の基準は次のとおりとなっているか。 ①　福祉用具の保管のために必要な設備 イ．清潔であること。 ロ．既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 ②　福祉用具の消毒のために必要な器材 事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。	適　・　否 設備・機材の 有　・　無	・既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について，保管室を別にするか，つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられているか。		基準条例 第251条第2項 解釈 第3の十一の2の(3)	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	（ただし，事業者が介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け，かつ，同一の事業所で一体的に運営される場合は，指定介護予防サービス等条例第240条第１項及び第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって，上記に規定する設備及び備品を備えているものとみなすことができる。）	適　・　否			基準条例 第251条第3項	
第４　運営に関する基準 1　内容及び手続の説明及び同意	(1) サービス提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者や家族に，運営規程の概要，福祉用具専門相談員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，利用申込者の同意を得ているか。	適　・　否 説明書等 有　・　無 同意の確認 有　・　無	・重要事項を記した文書を交付して説明を行い，また，内容に不適切な事項はないか。 ・利用者の同意は，書面で確認することが望ましい。 （重要事項の主な項目） ①　運営規程の概要 ②　従業者の勤務の体制 ③　利用料（保険給付対象外の費用も含む。） ・事故発生時の対応，苦情処理の体制　など	○運営規程 ○利用料金等の説明文書，パンフレットなど ○同意に関する記録	法第74条第2項 基準条例 第262条準用 （第8条）	
	(2) 重要事項を記した文書は，わかりやすいものとなっているか。	適　・　否			解釈準用 （第3の一の3の(1)）	
2　提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 特に，要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	提供拒否の 有　・　無 拒否の理由 （　　）	・「正当な理由」とは，①事業所の現員からは申込に応じきれない場合，②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合，③利用者が希望する種目を取り扱っていない場合等である。		基準条例 第262条準用 (第9条)	
3　サービス提供困難時の対応	利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であるときは，居宅介護支援事業者への連絡，適当な他の貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	事例の有無 有　・　無	・居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 ・事前に近隣の事業所等の情報を収集するなど，問題発生時に必要な措置を速やかに講じる準備をしているか		解釈準用 （第３の一の３の(2)） 基準条例 第262条準用 (第10条)	
4　受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって，被保険者資格，要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適　・　否	・初回訪問時に確認し，サービス提供票等に被保険者番号，要介護状態区分有効期間等を記載していることが望ましい。	○サービス提供票	基準条例 第262条準用 （第11条第1項）	
	(2) 被保険者証に，認定審査会意見が記載されているときは，それに配慮してサービスを提供するよう努めているか。	適　・　否	・認定審査会意見は，サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項である。		基準条例 第262条準用 （第11条第2項） (法第73条2項)	
5　要介護認定の申請に係る援助	(1) サービス開始に際し，要介護認定を受けていない利用申込者については，申請が既に行われているかどうかを確認し，行われていない場合は，利用申請者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	事例の有無 有　・　無	・要介護認定の申請日は，市が申請書を受理した日とされており，緊急のサービス提供の場合等は，十分に市と連携をとること。		基準条例 第262条準用 （第12条第1項）	
	(2) 要介護認定の更新の申請が，遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう，必要な援助を行っているか。	事例の有無 有　・　無	・通常更新申請は，有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように，居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。		基準条例 第262条準用 （第12条第2項）	
6　心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては，居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて，利用者の心身の状況，置かれている環境，他の保健医療サービスや福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適　・　否	・サービス担当者会議の開催状況及び事業所の出席状況は適切か。 ・サービス担当者会議が開催されていない場合は，それに代わる手法は適切なものか。	○サービス担当者会議で居宅介護支援事業者が提供した居宅サービス計画や課題分析票等の資料	基準条例 第262条準用 (第13条)	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
7　居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービス提供に当たっては，居宅介護支援事業者その他保健医療サービスや福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。	適　・　否	・連携の手法として，サービス担当者会議での情報提供等が考えられる。 ・介護支援専門員からの専門的な見地からの意見を求められた場合の対応は，適切に行われているか。	○要介護度の分布がわかる資料 ○実績記録	基準条例第262条準用（第14条第1項）	
	(2) サービス提供の終了に際して，利用者や家族に適切な相談・助言を行い，居宅介護支援業者への情報提供や保健医療サービス・福祉サービス提者との密接な連携に努めているか。	適　・　否	・サービス担当者会議に出席できない場合，居宅介護支援事業者から書面で照会(依頼)がれば，書面で応じることとなっている。		基準条例第262条準用（第14条第2項）	
8　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供開始に際し，利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは，利用申込者や家族に，居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に届出ることにより，サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けられる旨を説明し，居宅介護支援事業者の情報提供や,その他の法定代理受領サービスを行うの必要な援助を行っているか。	事例の有無 有　・　無	・居宅サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが，この場合利用者は全額利用料を支払う必要があるので，現物給付ができるよう必要な援助を行うことを事業所にも求めている。		基準条例第262条準用（第15条）	
9　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は，計画に沿った福祉用具貸与を提供しているか。	適　・　否	・居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は，適正に行われているか。	○居宅サービス計画(1)～(3) ○サービス提供票など	基準条例第262条準用（第16条）	
10　居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合や，居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供期間内のサービスの評価を適宜行い，計画の変更が必要な場合は，居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	適　・　否	・利用者の状態の変更等，事業所からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含む。 ・法定代理受領サービスとしての提供には，支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	○当該書面	基準条例第262条準用(第17条) 解釈準用（第3の一の3の（7)）	
11　身分を証する書類の携行	(1) 従業者に身分証を携行させ，利用者や家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しているか。	適　・　否	・身分証明書の様式は，任意の様式となるが，（2）の要件の外に，専門相談員等の写真の貼付や職能の記載をすることが望ましい。	○身分を証する書類（名札等）	基準条例第262条準用(第18条) 解釈準用（第3の二の3の(8)）	
	(2) 身分証には事業所の名称，専門相談員等の氏名の記載があるか。	適　・　否				
12　サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際には，貸与の提供開始日,終了日,種目・品名，利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を，利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載しているか。	適　・　否 書面の種類 ・ｻｰﾋﾞｽ利用票 ・その他の書面 （　　）	・利用者及び事業者が，その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握するために行うものとなっているか。 ・利用者が所持する書面（例えば，指定居宅介護支援事業者が利用者に交付するサービス利用票）への記録が想定されるが，これに代わる記録票等でもよい。	○利用者への交付書面(控)	基準条例第262条準用（第19条第1項） 解釈準用（第3の一の3の(9)の①）	
	(2) 事業者は，福祉用具貸与を提供した際には，その具体的なサービスの内容等を記録し、利用者からの申出があった場合には，文書の交付その他適切な方法により，その情報を利用者に対して提供しているか。	適　・　否			基準条例第262条準用（第19条第2項）	
13　利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には，その利用者から利用料の一部として，福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	適　・　否	・定められた利用者負担額（１割相当額)の支払いを受けているか。	○金銭台帳の類 ○請求書及び領収証(控) ○介護給付費請求明細書 ○運営規程 ○利用料金等の説明文書	基準条例第252条第1項	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない貸与を提供した際に支払を受ける利用料の額と，貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしているか。	適　・　否	・費用の全額（10割相当額）の支払いを受けているか。		基準条例 第252条第2項	
	(3) 事業者は，(1)，(2)の支払を受ける額のほか，次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ア　通常の事業の実施地域以外の地域において貸与を行う場合の交通費 イ　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合に要する費用	適　・　否 費用の徴収 有　・　無	・保険給付の対象外の費用は，実費相当額を利用者から徴収できるが，あいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないことから運営規程等に明示することが必要である。 ・特別な措置とは，搬出入にクレーン車等が必要な場合が考えられる。		基準条例 第252条第3項	
	(4) 事業者は，(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，その内容及び費用について説明を行い，利用者の同意を得ているか。	適　・　否 同意文書 有　・　無	・運営規程等説明を行う書面は，利用者にわかりやすく，内容が適当か。 また，支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けているか。		基準条例 第252条第4項	
	(5) 利用者から前払いにより利用料を徴収している場合は，要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収していないか。	適　・　否	・指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから，前払いによる数ヶ月間の利用料を徴収することも可能としている。		解釈 第3の十一の3の(1)の① 基準条例 第252条第5項	
	事業者は，予定した期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく，その後の請求にもかかわらず，正当な理由なく支払に応じない場合は，福祉用具を回収すること等により，貸与の提供を中止することができる。	事例の有無 有　・　無				
	(6) 事業者は，貸与その他のサービスの提供に要した費用につき，支払をした利用者に対し，厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより領収証を交付しているか。	領収書の交付 有　・　無	・利用者負担の徴収は，サービス提供の都度でも，月末締めの一括の形でもよいが，領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。		法第41条第8項	
	(7) 事業者は，法第41条第８項の規定により交付しなければならない領収証に，貸与について利用者から支払を受けた費用の額のうち，同条第４項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が貸与に要した費用の額を超えるときは，貸与に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し，その他の費用の額については個別の費用ごとに区分して記載しているか。	適　・　否	・領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ①　介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ②　その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） ・明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。		施行規則第65条	
14　保険給付の請求のための証明書の交付	事業者は，法定代理受領サービスに該当しない貸与に係る利用料の支払を受けた場合は，提供した貸与の種目，品名，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	適　・　否 償還払い 有　・　無 証明書の交付 有　・　無	・償還払いとなる場合，市への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。 ・様式は基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。	○サービス提供証明書(控)	基準条例 第262条 準用(第21条)	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
15　指定福祉用具貸与の基本取扱方針	(1) 貸与は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並，利用者を介護する者の負担が軽減するよう，その目標を設定し、計画的に行われているか。	適　・　否		○実績記録	基準条例 第253条第1項	
	(2) 事業者は，常に，清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しているか。	適　・　否			基準条例 第253条第2項	
	(3) 事業者は，自ら提供する貸与の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。	適　・　否			基準条例 第253条第3項 (法73条1項)	
16　指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	(1) 貸与の提供に当たっては，第255条に規定する福祉用具貸与計画に基づき，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえ，福祉用具が適切に選定され，かつ，使用されるよう，専門的知識に基づき相談に応じるとともに，目録等の文書を示して福祉用具の機能，使用方法，利用料等に関する情報を提供し，個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。	適　・　否			基準条例 第254条第1号	
	(2) 貸与の提供に当たっては，福祉用具の機能，安全性，衛生状態等に関し，点検を行っているか。	適　・　否			基準条例 第254条第2号	
	(3) 貸与の提供に当たっては，利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに，その使用方法，使用上の留意事項，故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し，十分な説明を行った上で，必要に応じて利用者に実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。 特に，電動車いす，移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については，訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明しているか。	適　・　否	・当該福祉用具の使用方法，使用上の留意事項，故障時の対応等を記載した文書とは，当該福祉用具の製造事業者，指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいう。 ・自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については，利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄，点検等）について十分説明するものとする。	○取扱説明書	基準条例 第254条第3号 解釈 第3の十一の3の(3)②	
	(4) 貸与の提供に当たっては，利用者等からの要請等に応じて，貸与した福祉用具の使用状況を確認し，必要な場合は，使用方法の指導，修理等を行っているか。 なお，修理を行った場合は，福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。	適　・　否	・指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について，特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については，当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り，定期的な使用状況の確認，衛生管理，保守・点検を確実に実施すること。		基準条例 第254条第4号 解釈 第3の十一の3の(3)③	
	(5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には，当該計画に貸与が必要な理由が記載され，利用者に係る介護支援専門員により，随時その必要性が検討された上で，継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じているか。	適　・　否			基準条例 第254条第5号	
17　福祉用具貸与計画の作成	(1) 福祉用具専門相談員は，利用者の心身の状況，希望及びその環境を踏まえ，貸与の目標，目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しているか。この場合において，指定特定福祉用具販売の利用があるときは，第273条第１項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しているか。	適　・　否	・当該計画は，福祉用具専門相談員が利用者ごとに作成しているか。なお，指定特定福祉用具販売の利用がある場合は，指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は，一体的に作成すること。		基準条例 第255条 解釈 第3の十一の3の(3)⑤	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	(2) 福祉用具貸与計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，その内容に沿って作成しているか。	適　・　否	・福祉用具専門相談員は，当該計画には，福祉用具の利用目標，具体的な福祉用具の機種，当該機種を選定した理由等を記載すること。その他，関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には，留意事項に記載しているか。 なお，当該計画の様式については，各事業所ごとに定めるもので差し支えない。			
	(3) 福祉用具専門相談員は，福祉用具貸与計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得ているか。	適　・　否				
	(4) 福祉用具専門相談員は，計画を作成した際には，その計画を利用者に交付しているか。	適　・　否	・計画は，居宅サービス計画に沿って作成されているか。 なお，計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は，必要に応じて変更しているか。			
	(5) 福祉用具専門相談員は，福祉用具貸与計画の作成後，当該計画の実施状況の把握を行い，必要に応じて計画の変更を行っているか。	適　・　否	・計画は，利用者の心身の状況，希望，環境を踏まえて作成されなければならない。サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため，福祉用具専門相談員は，計画の作成に当たっては，その内容等を説明した上で利用者の同意を得，計画を利用者に交付しなければならない。			
	(6) (1)から(4)までの規定は，前項に規定する福祉用具貸与計画の変更についても準用しているか。	適　・　否				
18　利用者に関する市への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市に通知しているか。 ① 正当な理由なしに貸与の利用に関する指示に従わないことにより，要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	事例の有無 有　・　無	・偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により，要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し，保険給付適正化の観点から市に通知しなければならない。		基準条例 第262条準用 （第26条）	
	② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け，又は受けようとしたとき。	事例の有無 有　・　無				
19　管理者の責務	(1) 管理者は，事業所の従業者の管理及び貸与の利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適　・　否	・管理者が従業者及び業務の管理を，一元的に行える状況にあるか。 ・例えば，他の事業所，施設の管理者，他の業務を兼務する場合，管理すべき事業所数が過剰であるなど当該事業所の管理業務に支障がないかどうか。	○他の業務等と兼務する場合，各勤務表 ○ 出勤簿	基準条例 第262条準用 （第55条第1項） 基準条例 第262条準用 （第55条第2項）	
	(2) 管理者は，事業所の従業者に，当該事業の運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適　・　否				
20　運営規程	事業所ごとに，次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種，員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定福祉用具貸与の提供方法，取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ その他運営に関する重要事項	適　・　否	・指定申請の際に作成された内容に変更はないか。 ・変更があった場合，変更届は適正であるか。 ・通常の事業の実施地域は，客観的にその区域が特定されるものとすること。なお，通常の事業の実施地域は，利用申込に係る調整等の観点からの目安であり，当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。	○ 運営規程	基準条例 第256条 解釈準用 （第3の一の3の(17)の③）	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
21　勤務体制の確保等	(1) 事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	適　・　否	・居宅サービス計画に沿った適正なサービス提供のため，従業者の勤務体制を定めているか。	○勤務体制表など	基準条例 第262条準用 (第107条第1項)	
	(2) 事業所ごとに，福祉用具専門相談員の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。	適　・　否	・勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。また,管理者等が他の事業所と兼務する場合，各勤務状況がわかるものとなっているか。	○勤務表	解釈　第3の十一の3 の(8)の②	
	(3) 事業者は，当該事業所の従業者によって貸与を提供しているか。ただし，利用者のサービス利用に直接影響のない業務を除く。	適　・　否	・従業者とは，雇用契約その他の契約により，管理者の指揮命令下にある者を指す者であること。	○辞令又は 雇用契約書	基準条例 第262条準用 (第107条第2項)	
22　適切な研修の機会の確保	(1) 事業者は，福祉用具専門相談員の資質の向上のために，福祉用具の構造，使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。	適　・　否 研修受講の 有　・　無	・福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供，選定の相談等を行うことが求められるが，対応可能な体制になっているか。	○運営規程 ○職員研修関係記録	基準条例第257条 解釈　第3の十一の3 の(5)	
	(2) 福祉用具専門相談員は，常に自己研鑽に励み，指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得，維持及び向上に努めているか。	適　・否				
23　福祉用具の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性，変化等に対応するよう，できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。	適　・　否 取り扱う種目数 (　　)		○運営規程	基準条例 第258条	
24　衛生管理等	(1) 従業者の清潔保持,健康状態に必要な管理を行っているか。	適　・　否			基準条例 第259条第1項	
	(2) 回収した福祉用具を，適切な消毒方法により速やかに消毒し，消毒済のものと未消毒のものとを区分して保管しているか。 消毒は，福祉用具の種類ごとに，具体的方法や保守点検方法を記載した標準作業書を作成し，熱湯消毒，消毒液を用いた拭清等，種類，材質等からみて適切な方法により行っているか。	適　・　否 標準作業書 有　・　無	・事業者が保管・消毒を行っている場合は，事業所で作成している作業日誌等で作業行程等を確認する。 ・自動排泄処理装置を取り扱う場合，当該装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り，利用者を変更する場合に必要な衛生管理（分解洗浄，部品交換，動作確認等）が確実に実施されるよう，特に留意すること	○消毒の方法を記した書類 ○作業日誌など	基準条例 第259条第2項 解釈　第3の十一の3 の(6)①	
	(3) 福祉用具の保管・消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合，委託等の契約内容に保管・消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。また，そのために，保管・消毒の業務委託契約で,次の事項を文書により取り決めているか。 ①　委託等の範囲 ②　委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③　受託者等の従業者により委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを事業者が定期的に確認する旨 ④　事業者が業務に関し受託者等に対し指示を行う得る旨 ⑤　事業者が業務に関し改善の必要を認め，所要の措置を講じるよう④の指示をした場合に措置が講じられたことを事業者が確認する旨 ⑥　受託者等が実施した委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項	適　・　否 委託契約の 有　・　無	・保管・消毒を他の事業者に行わせる場合は，委託契約書により適切に行われているか確認する。		基準条例 第259条第3項 解釈 第3の十一の3の(6)②	
	(4) (３)の③,⑤の確認の結果の記録を作成しているか。 また，④の指示は，文書で行っているか	適　・　否 記録・文書等の 有　・　無			解釈 第3の十一の3の(6)の③,④	
	(5) 福祉用具の保管・消毒を委託等により他事業者に行わせる場合は，業務の実施状況を定期的に確認し，結果等を記録しているか。	適　・　否			基準条例 第259条第4項	
	(6) 事業所の設備・備品の衛生的な管理に努めているか。	適　・　否			基準条例 第259条第5項	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
25　掲示及び目録の備え付け	(1) 事業者は，事業所の見やすい場所に，運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適　・　否	・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示事項の内容が実際に行っているサービス内容と一致しているか。		基準条例 第260条第1項	
	(2) 事業所に，その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。	適　・　否 目録等(有・無)		○目録など	基準条例 第260条第2項	
26　秘密保持等	(1) 従業者は，正当な理由がなく，業務上知り得た利用者や家族の秘密を漏らしていないか。	適　・　否	・専門相談員等の質的向上を図るための研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。	○秘密保持に関する就業時の取り決め	基準条例第262条準用（第34条第1項）	
	(2) 従業者であった者が，正当な理由がなく，業務上知り得た利用者や家族の秘密を漏らさないよう，必要な措置を講じているか。	適　・　否	・就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。		基準条例第262条準用（第34条第2項）	
	(3) サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を，あらかじめ文書により得ているか。	適　・　否	・個人情報を用いる場合は，利用者（家族）に適切な説明（利用の目的，配布される範囲等）がされ，文書による同意を得ているか。	○利用者の同意に関する記録	基準条例第262条準用（第34条第3項）	
27　広　告	事業所において広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適　・　否 広告(有・　無)	・保険給付の対象外の便宜に係る費用等その内容が適正か確認する。	○広告用パンフレットなど	基準条例 第262条準用 (第35条)	
28　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	事業者は，居宅介護支援事業者又はその従業者に対し，利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適　・　否			基準条例 第262条準用 (第36条)	
29　苦情処理	(1) 利用者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 また，相談窓口，苦情処理体制，手順等，苦情処理の措置の概要を明らかにし，重要事項説明書に記載し，事業所に掲示すること等を行っているか。	適　・　否	・苦情処理の相談窓口があるか。 ・苦情処理体制，手続きが定められているか。 ・苦情に対して速やかに対応しているか。 また，利用者に対する説明は適切か。	○サービス内容の説明文書 ○苦情処理に関する記録など	基準条例 第262条準用 （第37条第1項） 解釈準用（第3の四の3の（23）の①）	
	(2) （1）の苦情を受け付けた場合には，その内容等を記録しているか。	適　・　否			基準条例 第262条準用 （第37条第2項）	
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，その内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適　・　否	・市についても国民健康保険団体連合会と同様に，サービスに関する苦情に対応する必要があることから，運営規程上に明確にしているか。		解釈準用 （第3の四の3の(23)の②）	
	(4) 市が行う文書その他の物件の提出，提示の求め，市職員からの質問，照会に応じているか。また，市が行う調査に協力し，指導や助言をうけた場合は，それに従って必要な改善を行っているか。	市の調査 有　・　無			基準条例 第262条準用 （第37条第3項）	
	(5) 市からの求めがあった場合には，（4）の改善の内容を市に報告しているか。	適　・　否			基準条例 第262条準用 （第37条第4項）	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	(6) 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し，国民健康保険団体連合会から指導や助言を受けた場合は，それに従って必要な改善を行っているか。	国保連の調査 有　・　無 適　・　否	・事業所に対する利用者からの苦情に関する市及び国民健康保険団体連合会からの調査が行われ，指導・助言を受けた場合は，その記録が整備されているか。		基準条例 第262条準用 （第37条第5項） 基準条例 第262条準用 （第37条第6項）	
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には，（６）の改善の内容を報告しているか。	適　・　否				
30　事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は，市，利用者の家族，居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。	事故の発生 有　・無	・事故が発生した場合の対応方法は，あらかじめ定めておくことが望ましい。 ・損害賠償保険に加入しておくか，又は賠償資力を有することが望ましい。	○緊急時の連絡体制に関する書類 ○事故に関する記録 ○　損害賠償保険証書	基準条例 第262条準用 （第39条第1項） 基準条例 第262条準用 （第39条第2項） 基準条例 第262条準用 （第39条第3項） 解釈準用 （第3の四の3の(25)の③）	
	(2) （１）の事故の状況及び事故に　際して採った処置について記録しているか。	適　・　否				
	(3) 賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。	事例(有・　無） 損害賠償保険 加入・未加入				
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じているか。	適　・　否				
31　会計の区分	(1) 事業者は，事業所ごとに経理を区分するとともに，指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適　・　否			基準条例 第262条準用 （第40条）	
	(2) 具体的な会計処理の方法等については，別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適　・　否			平13老振18号	
32　記録の整備	(1) 事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適　・　否		○　実績記録	基準条例 第261条第1項	
	(2) 事業者は，利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から５年間保存しているか。 ①　福祉用具貸与計画 ②　基準19条第２項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③　基準条例259条第４項に規定する結果等の記録 ④　基準条例26条の規定を準用する市への通知に係る記録 ⑤　基準条例37条第２項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥　基準条例39条第２項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適　・　否			基準条例 第261条第2項	
第５　変更の届出等	(1) 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき，又は休止した事業を再開したときは，10日以内に，その旨を市長に届け出ているか。	適　・　否	・下記の事項に係る変更の届出は適切か。 ①　事業所の名称及び所在地 ②　開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 ③　定款等，平面図等 ④　管理者の氏名及び住所等 ⑤　福祉用具の保管及び消毒方法，運営規程　など	○　変更届（控） ○　変更届受理通知	法第75条	
	(2) 事業を廃止，休止するときは，，その廃止又は休止の日の１月前までに，その旨を市長に届け出なければならない。	適　・　否				